

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害福祉の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、障害福祉の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和4年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉の管理に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。</p> <p>身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(更生) 自立支援医療(精神通院) 自立支援医療(育成) 補装具給付 日常生活用具給付事業 移動支援事業 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 障害者・障害児措置入所 障害福祉サービス 障害児支援(通所・相談・入所) 北九州市心身障害者扶養共済制度</p>
③システムの名称	障害福祉システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉管理関係システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の7項、8項、11項、12項、14項、33の3項、34項、47項、84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項、第2項、別表第1の1項、別表第2の2項、4項、6項、8項、9項、16項、28項、31項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会) 番号法第19条第8号、第9号 別表第二の8項、10項、11項、12項、14項、15項、20項、22項、23項、24項、25項、53項、67項、68項、85項、108項、109項、110項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第1の1項</p> <p>(情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の8項、9項、10項、11項、12項、14項、15項、16項、16の2項、19項、20項、26項、27項、28項、31項、53項、54項、55項、56の2項、57項、79項、85の2項、87項、106項、108項、110項、116項、第120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局障害福祉部障害者支援課
②所属長の役職名	保健福祉局障害福祉部障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 TEL 093-561-5558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 TEL 093-582-2424

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	根拠法令	(仮)北九州市個人番号の利用に関する条例	北九州市個人番号の利用に関する条例	事後	
平成28年12月22日	評価実施機関に係る担当部署 部署	北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課	北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課	事後	
平成28年12月22日	評価実施機関に係る担当部署 所属長の役職名	障害福祉課長 坂元 光男	障害者支援課長 西尾 典弘	事後	
平成28年12月22日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課	北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課	事後	
平成28年12月22日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(更生) 自立支援医療(精神通院) 自立支援医療(育成) 補装具給付 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 障害者・障害児措置入所 障害福祉サービス 障害児支援(通所・相談・入所)	身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(更生) 自立支援医療(精神通院) 自立支援医療(育成) 補装具給付 日常生活用具給付事業 移動支援事業 日中一時支援事業 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 障害者・障害児措置入所 障害福祉サービス 障害児支援(通所・相談・入所) 北九州市心身障害者扶養共済制度	事後	
令和1年6月27日	評価実施機関に係る担当部署 所属長の役職名	障害者支援課長 西尾 典弘	障害者支援課長	事後	
令和1年6月27日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(更生) 自立支援医療(精神通院) 自立支援医療(育成) 補装具給付 日常生活用具給付事業 移動支援事業 日中一時支援事業 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 障害者・障害児措置入所 障害福祉サービス 障害児支援(通所・相談・入所) 北九州市心身障害者扶養共済制度	身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(更生) 自立支援医療(精神通院) 自立支援医療(育成) 補装具給付 日常生活用具給付事業 移動支援事業 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 障害者・障害児措置入所 障害福祉サービス 障害児支援(通所・相談・入所) 北九州市心身障害者扶養共済制度	事後	
令和1年6月27日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7項、8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条)、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第1の2項、第3条第2項 別表第2の2項、4項、6項、8項、9項、16項、28項、29項、31項	番号法第9条第1項 別表第一の7項、8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条)、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項、第2項、別表第1の1項、別表第2の2項、4項、6項、8項、9項、16項、28項、31項	事後	
令和1年6月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二の8項、10項、11項、14項、16項、20項、22項、23項、24項、25項、53項、108項、109項、110項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第27条、第55条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第1の2項 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二の8項、10項、11項、14項、16項、20項、22項、23項、24項、25項、53項、108項、109項、110項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第27条、第55条	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二の8項、10項、11項、14項、16項、20項、22項、23項、24項、25項、53項、67項、68項、85項、108項、109項、110項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第1の1項 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二の8項、9項、10項、11項、12項、14項、15項、16項、19項、20項、22項、23項、24項、25項、26項、53項、56の2項、87項、108項、109項、110項、116項、119項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条第1号及び第2号、第9条、第10条、第10条の2第1項、第11条、第11条の2第1号、第12条、第13条の2第1号及び第2号、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条第1号から第6号、第27条、第30条第11号、第12号、第44条第1号から第6号、第55条、第59条の3第1号及び第2号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。</p> <p>身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(更生) 自立支援医療(精神通院) 自立支援医療(育成) 補装具給付 日常生活用具給付事業 移動支援事業 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 障害者・障害児措置入所 障害福祉サービス 障害児支援(通所・相談・入所) 北九州市心身障害者扶養共済制度</p>	<p>身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。</p> <p>身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(更生) 自立支援医療(精神通院) 自立支援医療(育成) 補装具給付 日常生活用具給付事業 移動支援事業 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 障害者・障害児措置入所 障害福祉サービス 障害児支援(通所・相談・入所) 北九州市心身障害者扶養共済制度</p>	事後	
令和3年10月15日	個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の7項、8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条)、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項、第2項、別表第1の1項、別表第2の2項、4項、6項、8項、9項、16項、28項、31項</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の7項、8項、11項、12項、14項、33の3項、34項、47項、84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項、第2項、別表第1の1項、別表第2の2項、4項、6項、8項、9項、16項、28項、31項</p>	事後	
令和3年10月15日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二の8項、10項、11項、14項、16項、20項、22項、23項、24項、25項、53項、67項、68項、85項、108項、109項、110項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第1の1項 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二の8項、9項、10項、11項、12項、14項、15項、16項、19項、20項、22項、23項、24項、25項、26項、53項、56の2項、87項、108項、109項、110項、116項、119項、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条第1号及び第2号、第9条、第10条、第10条の2第1号、第11条、第11条の2第1号、第12条、第13条の2第1号及び第2号、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条第1号から第6号、第27条、第30条第11号、第12号、第44条第1号から第6号、第55条、第59条の3第1号及び第2号</p>	<p>(情報照会) 番号法第19条第8号、第9号 別表第二の8項、10項、11項、12項、14項、15項、20項、22項、23項、24項、25項、53項、67項、68項、85項、108項、109項、110項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項 別表第1の1項 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二の8項、9項、10項、11項、12項、14項、15項、16項、16の2項、19項、20項、26項、27項、28項、31項、53項、54項、55項、56の2項、57項、79項、85の2項、87項、106項、108項、110項、116項、第120項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条の2、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第44条、第53条、第55条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3</p>	事後	
令和4年12月12日	II-1-1-いつ時点の計数か	令和3年9月30日	令和4年11月30日	事後	
令和4年12月12日	II-2-1-いつ時点の計数か	令和3年9月30日	令和4年11月30日	事後	
令和4年12月12日	個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の7項、8項、11項、12項、14項、33の3項、34項、47項、84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項、第2項、別表第1の1項、別表第2の2項、4項、6項、8項、9項、16項、28項、31項</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の7項、8項、11項、12項、14項、33の3項、34項、47項、84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第24条の5、第25条、第38条、第60条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第1項、第2項、別表第1の1項、別表第2の2項、4項、6項、8項、9項、16項、28項、31項</p>	事後	